

令和2年度税制改正(消費税その他)の主な内容

(1) 消費税

○ 法人に係る消費税の申告期限の延長

【内容】

法人税の確定申告書の提出期限の延長を受ける法人が、消費税の確定申告書の提出期限の延長する旨の届出書を提出した場合には、消費税の確定申告書の提出期限を1月延長する。

納付については延長された期間に係る利子税を併せて納付する。

【適用時期】

令和3年3月31日以後終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用。

○ 居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の見直し

【内容】

- ・ 居住用賃貸建物(注1)の課税仕入れについては、仕入税額控除の適用を認めない。
ただし、居住用賃貸建物のうち、住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな部分については、引き続き控除の適用あり。

(注1)居住用賃貸建物とは、住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物以外の建物であって高額特定資産(一の取引につき、課税仕入れに係る支払対価の額(税抜)が1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産)に該当するものをいう。

- ・ 上記の仕入税額控除が認められない建物につき、一定の期間内(注2)に住宅の貸付け以外の貸付け又は譲渡をした場合には、貸付や譲渡の対価の額を基礎として計算した金額を3年経過する日の属する課税期間又は譲渡した日の属する課税期間の仕入税額控除に加算調整する。

(注2)一定の期間とは、仕入れの日から同日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間の末日までをいう。

【適用時期】

令和2年10月1日以後に仕入れた居住用賃貸建物から適用。

ただし、令和2年3月31日までに締結した契約に基づき仕入れを行った居住用賃貸建物には適用しない。

(2) 国際課税

【内容】

- ・ 法人が特定関係子法人(注1)から受ける一定の配当等の額(対象配当金額)が、株式等の帳簿価額の10%相当を超える場合には、その対象配当金額のうち益金不算入相当額をその株式等の帳簿価額から引き下げる。

(注1)特定関係子法人とは、50%超の支配関係を有する他の法人をいう。

- ・ 次の場合には対象外となる。
 - ① 内国法人の特定関係子法人の設立日から50%超の支配関係となる日までに、株式等の90%以上の有する内国法人等に保有されている場合
 - ② 50%超の支配関係発生日から10年を経過した日以後に受ける場合
 - ③ 事業年度中の対象配当金額が2,000万円以下の場合 ほか

【適用時期】

改正時期は明記されず。

(3) 納税環境整備

【内容】

納税地が他の税務署管内に異動した場合、従前の金融機関の口座から振替納税をする旨を記載したときは、改めて依頼書を提出することなく引き続き振替納税を行うことが可能となる。

【適用時期】

令和3年1月1日以後に提出する納税地の異動届出書から適用。

(4) 利子税・還付加算金等の割合の引下げ

【内容】

特定基準割合が年7.3%未満の場合には、利子税等の割合は下記のとおり引き下げる。

区分	割合
① ②以外の利子税	平均貸付割合(注1)+年0.5%(現行1%)
② 相続税及び贈与税に係る利子税	利子税の割合(年割合)×(平均貸付割合+0.5%)÷年7.3% (現行1%)
還付加算金	平均貸付割合+年0.5%(現行1%)

(注1)各年の前々年の9月から前年の8月までの各月の銀行の新規短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合

【適用時期】

令和3年1月1日以後の期間に対応する利子税等から適用。